

乳幼児健康診査マニュアル概要版・完成最終段階

平成24年度第2回母子保健対策専門委員会小委員会

- 日 時 平成24年12月27日（木） 午後1時30分～午後4時
- 場 所 鳥取大学医学部附属病院 第二中央診療棟3階 テレビ会議室
- 出席者 9人
神崎委員長、秋久・石口・笠木・小枝・前垣各委員
県子育て応援課：山根係長、山口主事
健対協事務局：田中主任

協議事項

1. 乳幼児健康診査マニュアル（健診医用）【概要版】について

8月の小委員会での議論を踏まえ、追加・訂正のあった箇所を中心に前垣・笠木委員より説明があり、1ヵ月児健診から順に中身のチェックを行った。依頼していたイラストもほぼ完成したことから、併せて確認を行った。概要版は、小児科医以外の健診医にも活用できるようにできるだけ簡素

化し、見やすいものを想定している。

意見交換の中で、以下のような意見があった。

- ・ 発達所見の流れで、1ヵ月児健診においては腹臥位姿勢→腹臥位水平抱き、引き起こし反応は省略する。
- ・ 3～4ヵ月児健診の一般身体所見の幼児のイラストは作成してもらう。ポイントは、少しふっくらし、意思のあるような目、人間らしい顔つき。発達所見では、腹臥位水平抱きは省略。
- ・ 6～7ヵ月児健診の一般身体所見の幼児のイラスト

ストも依頼。

- ・9～10ヵ月児健診の一般身体所見のイラストはつかまり立ちをしているイラストを使用。発達所見においては側方パラシュート、掴み方、前方パラシュートは省略。
- ・12ヵ月（1歳）児健診の発達所見では、ホッピング反応、掴み方は省略。

※上記省略するものは【概要版】のみとし、マニュアル【本体】には掲載する。

また、上記以外に身体所見において概要版からは省略しても問題ないもの（例：1ヵ月児健診の「掌紋」など）は、省略することとした。

今後、笠木委員において再度修正を行い、メール等で小委員会委員とオブザーバーで校正を行い、3月の母子保健対策協議会・専門委員会までに概ね完成を目指すこととなった。

2. 行動問診票について

前回の小委員会において、市町村独自で取り入れている問診項目のうち、「行動問診票」について、1歳6ヵ月と3歳児健診の問診票に発達項目が分かるものを入れてはどうかとの意見があり、今回、大野委員、前垣委員から様式のたたき台を提供して頂いた。

行動問診票は、発達障害への早期発見に有効とされている。導入している市によれば、行動問診票だけで「異常」として引っかけるようなことはしていないが、健診の後に保育園や家庭を訪問してフォローするようにしているようである。他の市町村からも、行動問診票や発達障害が早期に発見できるような問診項目を入れて欲しいという要望が出ていた。

協議の中で、以下の意見があった。

- ・3歳児健診では、SDQを候補として検討してはどうか。SDQとは向社会性、多動性、情緒面、行為面、仲間関係の5つについて、全25項目の質問により行動評価が出来るものである。松江市が5歳児健診で導入しており、親が困っているかどうかを聞くのであれば、参考になる

かもしれない。資料を取り寄せ検討してはどうか。

- ・1歳6ヵ月児健診については、中部地区ではM-CHAT（エムチャット）の問診票を活用している。エムチャットも有効である。
- ・様々なスクリーニング方法があるが、1歳6ヵ月～5歳まで共通の行動問診票を作成することは難しいので、年齢に応じてふさわしいものを選んで使用すべき。何を見るかによって問診項目が変わってくる。
- ・1歳6ヵ月児健診で子どもの社会性を見るスクリーニングでは、ESCS、エムチャット、エールスクリーナーなどが挙げられる。親が困っているかどうかを聞くのは、1歳6ヵ月では難しいかもしれない。
- ・「～できますか？」という質問形式では、親はできない事が問題と考え、「できるはず」と思いこんで回答してしまうケースがある。質問形式は多くしない方が良い。
- ・親と子の「やりとり遊び」を見ることは重要であり、項目として入れて欲しい。言語の遅れがあっても、やり取りがきちんと出来ていれば後から言葉が出てくる子は多いとの報告もある。逆に言葉が出ていても一方的なケース（例：子どもが話しかけても親は携帯を見ているなど）は、問題である。

協議の結果、1歳6ヵ月児健診については改めて行動問診票は作成せず、現行の1歳6ヵ月児健康診査票の問診項目欄に数項目の追加を検討することとなった。追加項目の候補としては、「やり取り遊びをするか」「視線が合うか」「名前を呼ばれたら振り返るか」を検討する。

3歳児健診については、SDQの資料を取り寄せ検討する。また、エムチャットで用いられている約20項目の質問項目のうち、重要項目というものがあり、それを本県の3歳児健診の問診票に使用しても良いかどうか小枝委員から問い合わせ頂くこととなった。使用可能であれば、SDQと

併せて検討を行う。

まずはこれらの問診票のたたき台を作成し、試験的に健診会場で使用して頂けるかどうか市町村へ依頼し、その通過率等の結果を見ながら、全県的な導入を目指すかどうか検討を進めていくこととした。

3. その他（今後のスケジュールについて）

鳥取県乳幼児健康診査マニュアルは、【概要版】について現在作成作業を進めており、3歳児健診まで取扱っている。より詳しい【本体】は、5歳児健診まで扱っている。

5歳児健診については、小児科医以外が診察する頻度が少ないことなどから、【概要版】では取

扱わない予定である。将来的に【概要版】に入れて欲しいとの要望があれば、今後検討する。

また、健診医から診察項目の見直しについて検討して欲しいとの意見が出ている。【本体】の見直しについては、平成25年度に進めることとしているが、全てを修正することは時間がかかることから、古い表現などはある程度県で修正をお願いすることとした。診察項目の見直しについては、分担して修正作業を進めるが、具体的な執筆者の分担については、次回の小委員会で決定することとなった。その際には、【概要版】を基本とし、これに肉付けしていくようなイメージで作成を依頼する。

4. 作成スケジュール案

平成25年3月まで	健診時期ごとにメール送信あり。小委員会委員、オブザーバーにおいて追加・修正、確認を行う。
平成25年3月7日	・母子保健対策協議会及び母子保健対策専門委員会開催 【概要版】の最終案披露、確認及び承認。
平成25年3月中～下旬 (テレビ会議を予定)	・第3回母子保健対策専門委員会小委員会開催 【概要版】最終確認と、【本体】診察部分の執筆担当者の分担を決定。行動問診票についても資料を取り寄せ検討を始める。
平成25年度前半	【概要版】完成。印刷配布（予定200部）。
平成25年度前半	・乳幼児健康診査マニュアル【本体】の検討 【概要版】を健診会場で使用。現在の間診票との整合性について検討し、現場の保健師の意見を参考にしながらマニュアル【本体】の検討に入る。 ・行動問診票のたたき台作成 試験的に健診会場で使用していただいた市町村の結果を見ながら、今後について検討。
時期未定	小委員会等で【本体】の検討を重ねる。
平成25年度中	乳幼児健康診査マニュアル【本体】の完成。